

(2) 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。

ア 国は、地域保健や産業保健に従事する者が肝炎患者等へ提供するために必要な情報について整理し、分かりやすく効果的に提供するための情報ツールを作成する。

イ 国は、患者への情報提供の重要性に鑑み、国・地方公共団体による情報提供のあり方を検討し、適切な情報提供のための施策を講ずる。

ウイ 国は、拠点病院等の医療従事者を対象として実施される研修を効果的に進めるため、研修計画を策定する。また、地域における診療連携体制を強化するため、肝疾患地域連携クリニカルパスの作成等、拠点病院が行う研修への支援方法について検討する。

エ 国は、肝疾患専門医でない医師が肝疾患協力医療機関に指定される場合、同医師が一定期間内に肝疾患治療に関する研修を受けることが望ましい。国はその研修への支援方法について検討する。また、国は、肝疾患協力医療機関に指定されない場合であっても、肝炎患者等を診察・治療する医師は研修を受ける必要性が高いことを広報する。

オウ 国は、職場における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び望ましい配慮についての先進的な取組例を分かりやすく示したリーフレット等を活用し、各種事業主団体を通じて配布する。

カエ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金及び障害年金等の肝炎医療に係る既存の制度について、分かりやすくまとめたリーフレット等を作成し、肝炎の治療を進める際に医療機関や肝疾患相談センター等における活用を推進する。

キオ 肝炎情報センターは、肝炎医療について、最新情報を収集し、肝炎情報センターのホームページ等に分かりやすい形で掲載することにより、医療従事者及び一般国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。

ク 国は、肝炎患者等が、労働と継続的な受療を両立できているかについて実態調査を行い、状況に応じて法整備および法的な支援の必要性について検討する。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

新規感染の発生を防ぎ、肝炎に係る医療水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成を行うことが重要である。

このため、下記の方針に基づき人材育成に取り組んでいく必要がある。

ア 新規の肝炎ウイルス感染の発生の防止に資する人材を育成する。

イ 肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な治療に結びつけるための人材を育成する。

ウ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し適確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る。

エ 地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成する。